

仕様書

(適用範囲)

第1 この仕様書は、徳島県が実施する土木工事資材単価実態調査業務（以下「調査」という。）に適用する。

(調査の目的)

第2 この調査は、徳島県内における土木工事に用いる資材の実勢価格を調査し、設計資材単価を得ることを目的とする。

(調査内容)

第3 調査する価格は、原則、徳島県内において民間企業（工事業者等）に販売される「実勢価格」として決定し、取り引き実績が少なく実勢価格の決定が困難なものについては、同資材の周辺価格、経済動向等を十分調査の上、厳正に決定しなければならない。

2 荷渡し条件は、現場着単価とする。ただし、これによりがたい資材の場合は、通常行われている商習慣にしたがって、工場渡し及び問屋倉庫渡し等とする。

3 決済条件は、現金決済を条件とする。

4 調査方法は、調査対象業者（生産者、商社及び需要者）を訪問して行う「面接調査」を原則とする。

なお、アスファルト混合物、生コンクリート及び骨材・砕石については、以下の点に留意すること。

(1) アスファルト混合物については、舗装設計施工指針による品質管理の可能な試験設備と技術者を有する工場について価格調査を実施する。

(2) 生コンクリートについては、JIS 認定工場を対象とし価格調査をする。

(3) 骨材・砕石等については、コンクリート標準示方書、舗装設計施工指針、JIS 等の品質規格に適合するものを対象とし価格調査をする。

5 調査の結果、取引が最も多かった価格（最頻値）を調査価格の代表値とするが、決定に当たっては、市況の動向等を踏まえ、総合的に十分に審査を行った上決定するものとする。

(調査対象資材)

第4 2月25日及び3月10日、25日（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日の場合はその翌日）までに別添「特別調査依頼書」にて指示するものとし、基本の流れは、別図－1「資材単価実態調査の流れ」のとおり、地区割は別図－2「徳島県材料単価地区割図」のとおりとする。

2 依頼内容に疑義等が生じた場合は、受注者から各発注機関の現場監督員に直接確認すること。

3 調査対象資材は、調査の難易度により次の3種に分類する。受注者は、10日指示の場合は当月の20日、25日指示の場合は翌月の5日（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日の場合はその翌日）までにその分類を提示し、発注者と協議を行う。

A種：図面等の不要な資材で、調査対象業者が確保されている物価資料の掲載品に準じる標準品。

B種：図面等の不要な資材で調査対象地区の生産拠点等を対象に、現地あるいは周辺地区に調査員が実査もしくは複数の見積徴収を必要とする資材。

C種：図面等が必要な資材（複雑な構造物等に使用される資材で参考図書等がなければ調査困難な資材）又は、その都度見積りを取って対応しなければならない資材で以下の範囲に入るもの。

(1) 物価資料の掲載品に準じる製品であり、調査先等の選定が比較的容易である。

(2) 当該資材又は、類似品の市場情報を保有しているもの。

(調査回数)

第5 調査回数は、委託期間内の3回とする。

(価格プロセスの確認)

第6 受注者は、業務履行期間中に発注者による価格設定プロセスの確認を受けなければならない。

なお、確認回数は1回以上とする。

(1) 価格決定説明書

調査対象事業者の選定（規模、業者数、取引高、販売エリア等）

価格調査を行ったメーカー等の価格調査票（資材品目、規格、価格等）

調査価格の信頼性判定

最終価格の決定

(2) 受注者内部の審査状況

内部の審査結果及び内部審査資料

(3) その他、発注者の指示する資料

(再委託の禁止)

第7 軽微な業務を除き、再委託は禁止する。「軽微な業務」とはコピー、ワープロ、印刷、製本、資料整理とする。

(成果品の報告)

第8 報告様式、報告期限については次のとおりとする。ただし、発注者が成果品の報告期限前に調査価格の提出を指示した場合には、受注者指示された期限までに提出しなければならない。

なお、これにより難しい場合は、受注者と発注者が協議して定める。

(1) 報告は、図書1部、CD-R1部とする。なお、各月の報告は電子メールでの報告とする。

(2) 報告図書様式は別添「調査結果表」のとおりとする。電子メールでの提出の場合はEXCEL2016形式以下での報告とする。

(3) 報告期限は、10日指示の場合は翌月の20日、25日指示の場合は翌々月の5日(徳島県の休日を定める条例(平成元年徳島県条例第3号)第1条第1項に規定する県の休日の場合はその前日)とする。

(成果品の一部完了報告)

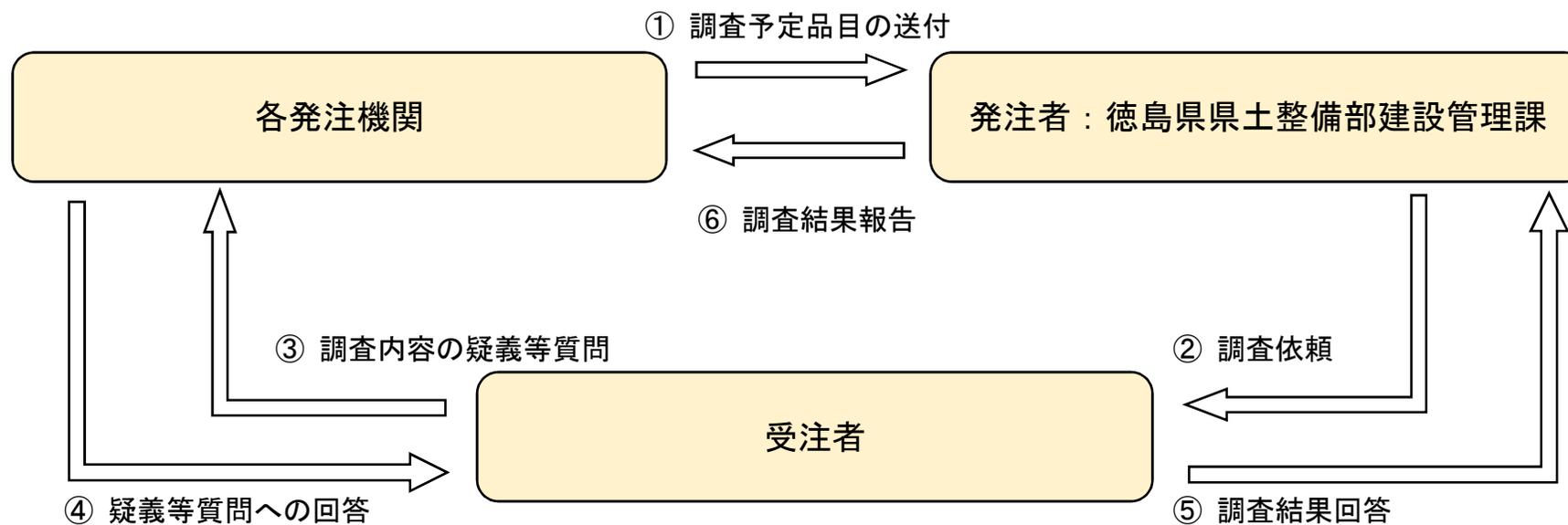
第9 契約期間が年度を跨ぐ場合においては、仕様書第8に基づき発注者に報告した調査価格を対象とし、契約書第21条第4項における一部完了払をできるものとする。なお、一部完了払の時期については、受発注者間の協議により決定する。

(過失)

第10 受注者は、業務完了後であっても、受注者の原因による疎漏、過失が認められた場合には、発注者が必要と認める訂正、補正等の措置をとるものとする。

(報告書の充足)

第11 本仕様書は、業務に必要な諸元と資料のうち必要な事項を示したものであり、これに記載されていない事項についても業務上必要と認められるものについては、責任を持って充足しなければならない。



- ① 調査予定品目の送付（各発注機関→発注者）
- ② 調査依頼（発注者→受注者）
- ③ 調査内容の疑義等質問（受注者→各発注機関）
- ④ 疑義等質問への回答（各発注機関→受注者）
- ⑤ 調査結果回答（受注者→発注者）
- ⑥ 調査結果報告（発注者→各発注機関）

徳島県土木工事設計材料単価 地区割表

地区番号	地 区 名
徳島東部 1	徳島市, 小松島市, 北島町, 藍住町, 鳴門市, 松茂町, 板野町, 石井町, 上板町, 阿波市, 吉野川市の一部
徳島 2	神山町の一部
徳島 3	勝浦町
徳島 4	上勝町
徳島 5	神山町の一部
徳島 6	佐那河内村
阿南 1	阿南市の一部
阿南 2	阿南市の一部
阿南 3	阿南市の一部
那賀 1	那賀町の一部
那賀 2	那賀町の一部
那賀 3	那賀町の一部
那賀 4	那賀町の一部
美波 1	美波町の一部, 牟岐町, 海陽町の一部
美波 2	美波町の一部, 海陽町の一部
美波 3	海陽町の一部
吉野川 2	吉野川市の一部
美馬 1	美馬市の一部, つるぎ町の一部
美馬 2	美馬市の一部, つるぎ町の一部
美馬 3	つるぎ町の一部
美馬 4	美馬市の一部
美馬 5	つるぎ町の一部
美馬 6	美馬市の一部
美馬 7	美馬市の一部
美馬 8	美馬市の一部
三好 1	三好市の一部, 東みよし町の一部
三好 2	三好市の一部, 東みよし町の一部
三好 3	三好市の一部
三好 4	三好市の一部
三好 5	東みよし町の一部
三好 6	三好市の一部
計 3 1 地区	

調査結果表(○月調査)

(単位:円)

No.	品 名	規 格 ・ 寸 法 等	単 位	納 入 地 区	価 格	備 考
○○工事						
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10条 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。